

# 第89回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年6月22日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

愛知県日進市浅田平子一丁目300番地  
**当社 日進工場 会議室**  
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

議 決 権  
行 使 期 限

平成30年6月21日（木曜日）  
午後5時30分まで

## 目次

|          |    |
|----------|----|
| 招集ご通知    | 1  |
| (添付書類)   |    |
| 事業報告     | 3  |
| 連結計算書類   | 16 |
| 計算書類     | 19 |
| 監査報告書    | 23 |
| 株主総会参考書類 | 26 |

(証券コード5607)  
平成30年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中川区富川町三丁目1番地の1  
(本社事務所)  
愛知県日進市浅田平子一丁目300番地  
**中央可鍛工業株式会社**  
代表取締役社長 武山尚生

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

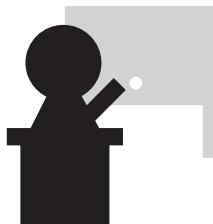
記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県日進市浅田平子一丁目300番地  
当社 日進工場 会議室  
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
  - 報告事項
    1. 第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役11名選任の件
    - 第3号議案 取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
    - 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件
    - 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会  
開催日時

平成30年6月22日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

節電のため、会場の冷房を控えめにさせていただきますので、軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますして、議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）  
午後5時30分必着

## インターネットによる開示について

- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.chuokatan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎連結計算書類における連結注記事項及び計算書類における注記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類における連結注記事項及び計算書類における注記事項となります。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しました。米国では労働市場の回復を背景にした個人消費の底堅い成長が持続したことに加え、設備投資も回復し、景気は順調裡に推移いたしました。

当社グループの主要取引先である自動車業界では、自動車メーカーによる新たな需要掘り起し策としての新車投入効果により国内販売は底堅く、また米国においても大型車販売が堅調に推移しました。

このような経営環境の中、可鍛事業におきましては、当社グループは製品生産技術の向上、拡販活動の推進、徹底した原価低減等、収益拡大を目指した取り組みを進めてまいりました。特に将来に向けた収益確保のため、平成31年1月の生産開始を目標に、岐阜県土岐市に岐阜久尻工場の建設を行っており、より一層お客様のニーズにお応えできるよう、生産体制の再構築等、企業体質の強化を積極的に推進しております。

また、中国子会社では、中国インフラ投資等により産業用ロボット部品や建設機械部品が好調を維持しており、収益に大きく貢献しております。その結果、当部門の売上高は前期比18.0%増の256億88百万円となりました。

一方、金属家具事業におきましては、顧客ニーズに対応した新商品を投入いたしましたが、オフィス家具市場の回復は鈍く、また業態を超えた販売競争が激化する等、厳しい経営環境が継続した影響を受け、当部門の売上高は前期比2.6%減の9億41百万円となりました。

その結果、両部門合わせた売上高は過去最高となり、前期比17.1%増の266億30百万円となりました。

利益につきましては、売上高の増加に加え、当社グループ挙げての原価低減活動に取り組んだ事により、営業利益は前期比92.9%増の6億95百万円、経常利益は過去最高益となり前期比43.5%増の13億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比64.3%増の9億33百万円となりました。

| 事業区分   | 売上高          | 構成比   |
|--------|--------------|-------|
| 可鍛事業   | 25,688,225千円 | 96.5% |
| 金属家具事業 | 941,888      | 3.5   |
| 合計     | 26,630,113   | 100.0 |

##### ② 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、増産並びに合理化を中心として22億49百万円の設備投資を行いました。

##### ③ 企業集団の資金調達の状況

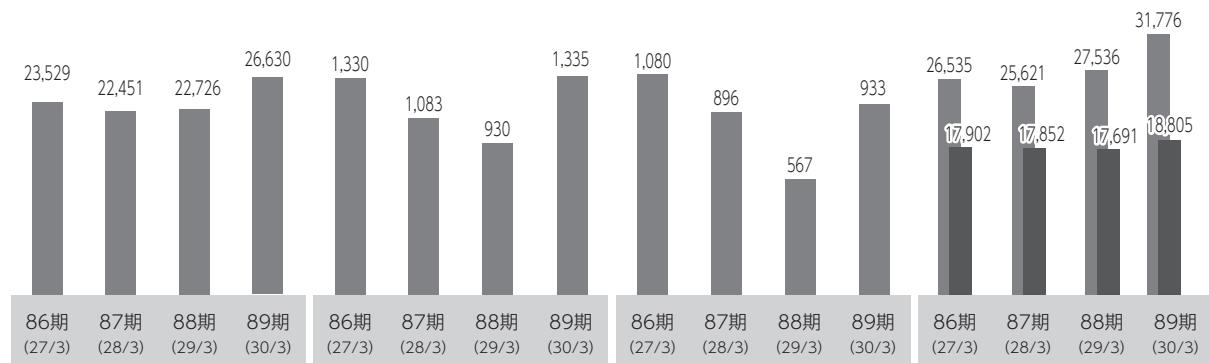
当期においては、岐阜久尻工場建設資金として、長期借入金20億円を調達いたしました。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区分              | 平成26年度<br>第86期 | 平成27年度<br>第87期 | 平成28年度<br>第88期 | 平成29年度<br>第89期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高             | 23,529,079     | 22,451,754     | 22,726,333     | 26,630,113                  |
| 経常利益            | 1,330,303      | 1,083,876      | 930,091        | 1,335,364                   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,080,934      | 896,430        | 567,874        | 933,494                     |
| 1株当たり当期純利益      | 74円29銭         | 61円61銭         | 39円03銭         | 64円16銭                      |
| 総資産             | 26,535,199     | 25,621,374     | 27,536,626     | 31,776,004                  |
| 純資産             | 17,902,914     | 17,852,230     | 17,691,488     | 18,805,821                  |

## 決算ハイライト

売上高  
(単位：百万円)経常利益  
(単位：百万円)親会社株主に帰属する当期純利益  
(単位：百万円)
 総資産
  純資産  
(単位：百万円)


## (3) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、自動車業界では、生きるか死ぬかを賭けた「100年に一度の大改革」の時代を迎えております。各社においては、生き残りを賭け、保有技術の深化や新技術の獲得等、技術面での改革から、徹底的なムダの排除と効率性追求を柱とした競争力強化まで、さまざまな取組を展開しております。

このような環境の中、当社グループも将来の事業展開の起点として、岐阜久尻工場を稼働させると共に、将来の事業展開の支柱となる「中期経営計画」の策定を進めており、展開において企業価値向上を目指した活動を行い、以って「100年に一度の大改革」を勝ち残っていく所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 重要な子会社の状況

| 会社名        | 所在地     | 資本金<br>(千円) | 出資比率<br>(%) | 主要な事業内容        |
|------------|---------|-------------|-------------|----------------|
| 土岐可鍛工業株式会社 | 岐阜県土岐市  | 180,000     | 100.0       | 自動車及び車両部品関連事業  |
| 株式会社チューキョー | 愛知県名古屋市 | 60,000      | 57.3        | 金属椅子及び椅子部品関連事業 |
| 蘇州中央可鍛有限公司 | 中国・蘇州市  | 2,550,000   | 100.0       | 産業用機械部品関連事業    |

#### (5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、ダクタイル鋳鉄品等の自動車部品の製造販売及び産業用機械部品の製造販売を主な事業とする可鍛事業、鋼製家具の製造販売を主な事業とする金属家具事業から構成され、各事業活動を展開しております。

#### (6) 主要な営業所及び工場

##### ① 当社

|             |         |
|-------------|---------|
| 本 店         | 愛知県名古屋市 |
| 本社事務所及び日進工場 | 愛知県日進市  |
| 熊 本 工 場     | 熊本県菊池郡  |

##### ② 子会社

|            |         |
|------------|---------|
| 土岐可鍛工業株式会社 | 岐阜県土岐市  |
| 株式会社チューキョー | 愛知県名古屋市 |
| 蘇州中央可鍛有限公司 | 中国・蘇州市  |

##### ③ 関連会社

|            |        |
|------------|--------|
| 蘇州石川製鉄有限公司 | 中国・蘇州市 |
|------------|--------|

## (7) 企業集団の従業員の状況

| 事業部門の名称 | 従業員数(名) | 前連結会計年度末比増減(名) |
|---------|---------|----------------|
| 可鍛事業    | 887     | 116増           |
| 金属家具事業  | 20      | 0              |
| 全社(共通)  | 54      | 3増             |
| 計       | 961     | 119増           |

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 2. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。  
 3. 各事業部門に属する製品及びサービスの種類  
 ①「可鍛事業」は、自動車用部品、産業車両用部品等の製造販売をしております。  
 ②「金属家具事業」は、オフィス及び施設向け各種椅子等の製造販売をしております。

## (8) 企業集団の主要な借入先の状況

(単位：千円)

| 借入先            | 借入金残高     |
|----------------|-----------|
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 1,290,618 |
| 株式会社 三井住友銀行    | 935,064   |
| 株式会社 名古屋銀行     | 628,518   |
| 株式会社 みずほ銀行     | 233,963   |
| 株式会社 商工組合中央金庫  | 216,061   |
| 株式会社 愛知銀行      | 67,552    |
| 株式会社 十六銀行      | 57,000    |
| 株式会社 新生銀行      | 16,827    |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,548,784株  
(自己株式851,216株を除く)
- ③ 株主数 2,057名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名   | 持 株 数 | 持株比率  |
|---|-------|-------|
| ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社                               | 792千株 | 5.44% |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行                           | 660千株 | 4.54% |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                               | 660千株 | 4.53% |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                               | 600千株 | 4.12% |
| C M C 協 力 会 持 株 会                                 | 568千株 | 3.90% |
| 中 央 可 鍛 持 株 会                                     | 470千株 | 3.23% |
| 新 東 工 業 株 式 会 社                                   | 460千株 | 3.16% |
| あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社               | 455千株 | 3.12% |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4) | 440千株 | 3.02% |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行                                 | 434千株 | 2.98% |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（851,216株）を控除して計算しております。  
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況  |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長   | 武 山 尚 生 |   |
| 代表取締役副社長  | 武 山 直 民 | 社長補佐、内部監査室担当<br>蘇州中央可鍛有限公司董事長   |
| 専 務 取 締 役 | 竹 内 達 也 | 生産部門統括  |
| 常 務 取 締 役 | 三 浦 潔   | 事務部門統括、経営管理部長   |
| 取 締 役     | 岡 田 政 道 | トヨタ自動車株式会社 常務役員<br>アイシン軽金属株式会社 取締役<br>アイシン高丘株式会社 取締役                  |
| 取 締 役     | 紺 野 敏 之 | 技術管理部長、品質保証部長、技術開発室担当、TPS推進室担当<br>中央研削工業株式会社代表取締役社長<br>蘇州中央可鍛有限公司副董事長 |
| 取 締 役     | 山 本 徹   | 熊本工場長、製造部担当   |
| 取 締 役     | 鬼 頭 清 光 | 安全環境管理室長、生産管理部長   |
| 取 締 役     | 加 藤 洋 平 | 営業部長  |
| 取 締 役     | 瀬 尾 英 重 |   |
| 取 締 役     | 中 村 吉 孝 | 日産証券株式会社 社外取締役  |
| 常 勤 監 査 役 | 池 田 道 則 |   |
| 監 査 役     | 林 清 博   | 林清博会計事務所所長  |
| 監 査 役     | 小野田 誓   | 小野田誓会計事務所所長<br>キムラユニティー株式会社 社外監査役                                     |

- (注) 1. 取締役 瀬尾英重、中村吉孝の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 林清博、小野田誓の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 林清博、小野田誓の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役 瀬尾英重、中村吉孝及び監査役 林清博、小野田誓の4氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。  
 5. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。  
 (1) 就任  
     ① 取締役 鬼頭清光 平成29年6月23日就任  
     ② 取締役 加藤洋平 平成29年6月23日就任  
     ③ 取締役 中村吉孝 平成29年6月23日就任  
 (2) 退任  
     取締役 小林英樹 平成29年6月23日退任

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 岡田政道、瀬尾英重、中村吉孝及び監査役 林清博、小野田誓の5氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

### (3) 役員の報酬等の総額

| 区 分           | 支給人員 (名)  | 報酬等の総額 (千円)         |
|---------------|-----------|---------------------|
| 取締役           | 12        | 134,310             |
| 監査役           | 3         | 23,160              |
| 計<br>(うち社外役員) | 15<br>(4) | 157,470<br>(16,175) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成29年6月23日開催の第88回定時株主総会決議において年額250,000千円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額20,000千円以内）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成29年6月23日開催の第88回定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 上記のほか、当事業年度の退任取締役1名に対し退職慰労金6,100千円を支給しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 中村吉孝氏は、日産証券株式会社の社外取締役であります。当社と日産証券株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役 林清博氏は、林清博会計事務所の所長であります。当社と林清博会計事務所との間には特別な関係はありません。

監査役 小野田誓氏は、小野田誓会計事務所の所長であります。また、キムラユニティー株式会社の社外監査役であります。当社と小野田誓会計事務所、キムラユニティー株式会社との間には特別な関係はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

| 氏 名  | 取締役会（全12回開催） |      | 監査役会（全14回開催） |      |
|------|--------------|------|--------------|------|
|      | 出席回数         | 出席率  | 出席回数         | 出席率  |
| 瀬尾英重 | 12回          | 100% | －            | －    |
| 中村吉孝 | 10回          | 100% | －            | －    |
| 林清博  | 12回          | 100% | 14回          | 100% |
| 小野田誓 | 12回          | 100% | 14回          | 100% |

(注) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 瀬尾英重、中村吉孝の両氏は、経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

監査役 林清博、小野田誓の両氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っております。

出席回数が異なるのは就任時期の違いによるものです。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                   | 支 払 額    |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 32,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

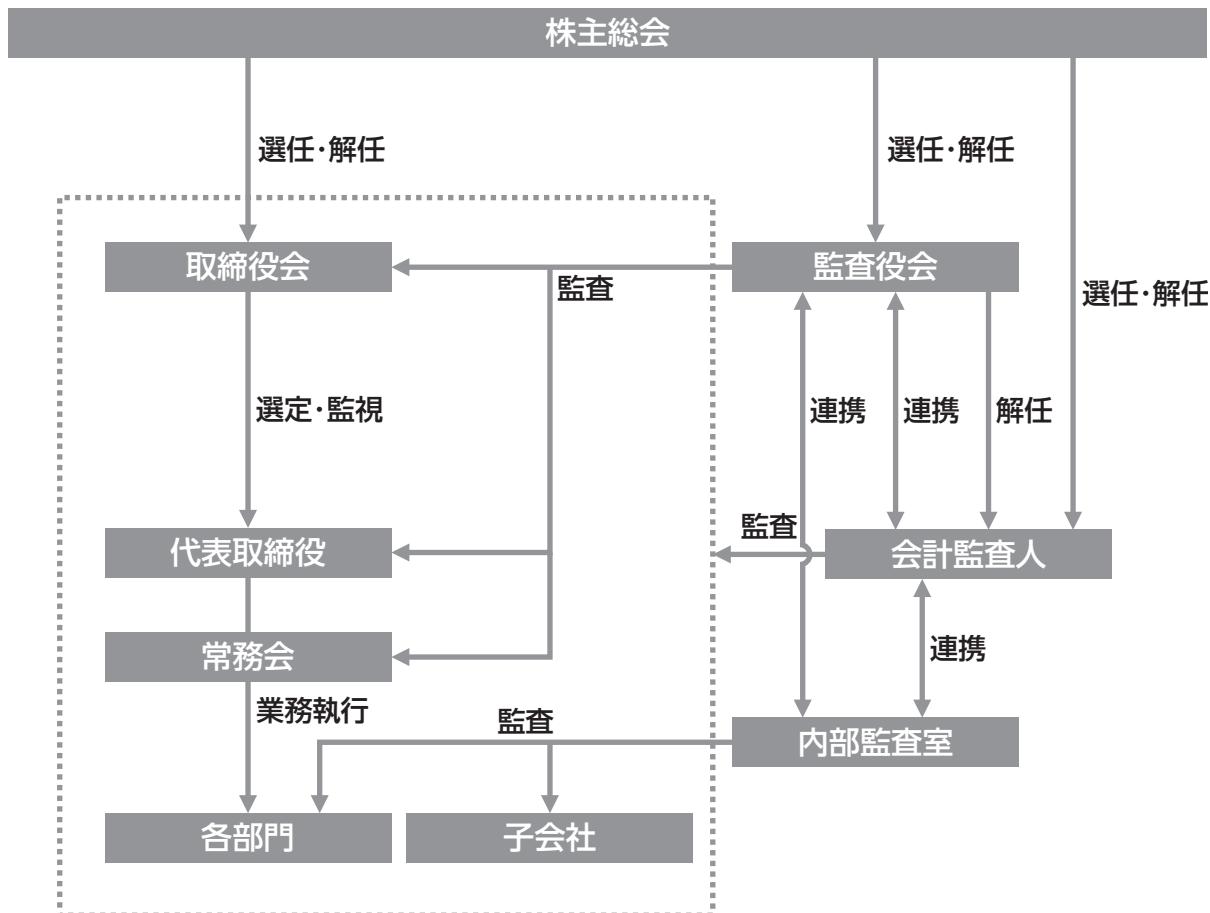
### (4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社及び子会社における、企業統治の体制は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施しております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。

### ■コーポレート・ガバナンス体制図



## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の企業倫理意識の向上、法令遵守のための「企業行動憲章」及び「企業行動指針」の周知活動を継続いたします。
- ② 取締役及び従業員にコンプライアンス意識浸透のため必要に応じて各部に諸規定の整備・遵守を徹底するため教育を実施いたします。
- ③ 社内における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するために従業員を対象とした内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン制度」が有効的に機能する体制を維持します。
- ④ 職務の適正を確保するため内部監査室を設け内部監査体制の確保を図り、各部門及び子会社の内部監査を実施いたします。

#### (運用状況の概要)

取締役は、外部の取締役向け会社法セミナー等を受講しております。また、行動憲章、行動指針の法令遵守については、年1回全社員に対して周知徹底を図っております。社内ヘルプライン制度によりコンプライアンスに反する行為について、社内規定に基づき適切な処置を図り有効的に機能する体制となっております。内部監査室にて、各部門及び子会社の内部監査を実施しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他の取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に基づき記録し適切に保管いたします。(電磁的記録を含む)

#### (運用状況の概要)

上記の記録文書については、社内規定に基づき記録し適切な場所に保管しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程・体制

- ① 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規定に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を整えます。
- ② 災害の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスクの分散措置及び保険付保を行います。

#### (運用状況の概要)

不測の事態が発生した時の対応として、規定に基づき仕組みを定めております。2016年4月の熊本地震では、熊本工場並びに従業員が被災しましたが、お客様・仕入先様からも多くの支援を頂き、規定に基づき全員一丸となって復旧・生産等の対応をしました。熊本地震の経験を活かし、全社にて防災、減災活動を実践しております。災害の発生に備えて、全社防災訓練を年1回実施し避難訓練体制のレベルアップを図っております。損害保険を付保し、費用面においても備えを図っております。また、従業員を対象とした安否確認テストを実施したほか、情報システム関連データのバックアップの整備を進めております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務分掌規定に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該職務分掌の見直しを行います。
- ② 取締役に対し利益計画及び年度の会社方針に基づき職務の進捗状況を取締役会で報告すると共に、必要に応じて所要の対策を実施することを義務付けます。

(運用状況の概要)

組織改訂時に、規定に基づき体制整備及び職務分掌組織の見直しを行っております。取締役会を定期的に開催し取締役規則に定められた重要事項について審議が行われております。年度方針・利益の策定にあたっては、取締役会での承認を受け、進捗について月次にて報告しております。また、取締役は各部門の方針管理を定期的（期初・期央・期末は報告書提出）に進捗点検し、課題について対策を行っております。

#### (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の業務の適正を確保するために、適任の取締役、監査役を当該子会社の取締役、監査役に就任させる等の手段により業務の適正性と適法性を確保しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- ② 子会社での重大なリスクが発生または予見される際には子会社より適時に報告を受け、機敏かつ的確に対応します。
- ③ 子会社社長が毎月常務会に出席する等定期及び随時の情報交換を行い、経営方針や経営課題について必要な助言、支援を得ます。また子会社管理規定に基づき重要事項の事前承認や報告を行います。

(運用状況の概要)

役員の兼務として、子会社について土岐可鍛工業株式会社は取締役2名、監査役2名、株式会社チューキョーは取締役1名、監査役2名、蘇州中央可鍛有限公司は董事長1名、董事1名、監事1名を就任させて内部統制環境を確保しております。尚、役員は親会社との取引については、法令を遵守し独立性を保っております。経営管理部は子会社管理の総括部門として年1回点検を行っております。規定に基づき経営上の重要事項については、子会社より適時報告を得て承認をしております。また、安全・環境・品質等のリスク並びにコンプライアンスについては各担当部署が必要に応じ、子会社と連携をとり対応しております。子会社社長は常務会にて月次報告や情報交換を行っております。

#### (6) 監査役スタッフ及びその独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を行うために必要に応じて、社内の要員に対し補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものといたします。
- ② 上記補助者の所属する取締役は人事異動・人事評価・懲戒処分については事前に監査役の承認を得なければならないものといたします。

(運用状況の概要)

ルール通りに実施しております。

**(7) 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制**

- ① 取締役・従業員は、定期・不定期に監査役に役員会・部長会・幹部会等において業務の執行状況を報告いたします。
- ② 取締役・従業員の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し報告いたします。
- ③ 取締役は、監査役に対して、決算内容、重要な職務の執行状況等を報告いたします。
- ④ 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期、随時の情報交換の機会を確保いたします。
- ⑤ 取締役は主な業務執行について会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時には直ちに監査役に報告いたします。

**(運用状況の概要)**

取締役及び従業員は監査役出席の重要会議等にて業務状況等を報告しております。取締役の内部統制決議事項に関しては、監査役に実施状況の報告が行われております。また、内部監査室は、監査役と定期ミーティングを実施する中で、整備・運用状況の報告を行っております。監査役は重要会議に出席し、取締役との意見交換を実施し、意志の疎通を図っております。また、監査役会と代表取締役との懇談を実施しております。監査役と会計監査人とは、監査方針説明、決算時等の機会に会合を持ち、連携を保っております。業務執行上の重要案件については、監査役は取締役から随時報告を受けております。

**(8) 子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制**

自社及び子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題等について、監査役への適切な報告体制を維持いたします。

**(運用状況の概要)**

規定に基づき、問題があった場合は、監査役への適切な報告体制を維持しております。

**(9) 監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制**

監査役に報告をした者がその報告をした事を理由として不利益な取り扱いを受けない事としております。

**(運用状況の概要)**

規定に基づき、報告をした者がその報告した事を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を維持しております。

**(10) 監査役職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針**

監査役がその職務について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに会社は当該費用を支払います。

**(運用状況の概要)**

内部統制決議が討議され、決裁権限を持つ統括役員の理解を得て承認されております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

#### ① 企業価値向上への取組み

当社は、「叡智を集め すばやい行動 心をひとつに 築こう未来」を会社スローガンに、経営計画を推進しております。そこではお客様のニーズにお応えし、信頼を得ることを重点とした、グローバル供給体制の充実強化と品質造り込み、継続的な原価低減活動の推進による企業価値の向上に努めております。

グローバル供給体制につきましては、中国における生産拠点の増強を行い、日本、米国及び欧州等の中国進出企業に対し販売の拡充を図っております。

品質の造り込みにつきましては、モノづくり企業として、競争力のあるモノづくりの徹底追求と品質の向上を支える技術・技能の向上を行っております。当社におきましては、グループ連結経営体制の構築による効率化と財務体質の強化を行い、グループ企業価値の向上を図っております。

#### ② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、「経営の透明性、健全性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

また、株主の皆様をはじめお客様、地域社会、従業員等当社を取り巻く様々なステークホルダーの立場を尊重し、社会の一員として義務を果たしていくことが必要であり、これが企業の成長の原動力となり、株主の皆様にも長期的な利益をもたらすものと考えております。

### (3) 支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年6月26日開催の第80回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。また、平成27年6月24日開催の第86回定時株主総会において、本プランの継続を株主の皆様にご承認いただきました。なお、本プランの詳細については、インターネット上、下記の当社ウェブサイトをご覧ください。

(アドレス [https://www.chuokatan.co.jp/ir/pdf/2015/nr20150513\\_1.pdf](https://www.chuokatan.co.jp/ir/pdf/2015/nr20150513_1.pdf))

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                   | <b>負 債 の 部</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,721,044</b> | <b>流動負債</b>      | <b>7,548,165</b>  |
| 現金及び預金          | 4,639,138         | 支払手形及び買掛金        | 2,541,485         |
| 受取手形及び売掛金       | 5,060,993         | 電子記録債務           | 2,246,170         |
| 電子記録債権          | 1,797,947         | 短期借入金            | 57,000            |
| 有価証券            | 30,000            | 1年内返済予定の長期借入金    | 375,351           |
| 商品及び製品          | 826,467           | 未払法人税等           | 97,131            |
| 仕掛品             | 577,637           | 未払消費税等           | 85,763            |
| 原材料及び貯蔵品        | 651,395           | 賞与引当金            | 313,316           |
| 繰延税金資産          | 16,625            | その他の負債           | 1,831,945         |
| その他の流動資産        | 120,839           | <b>固定負債</b>      | <b>5,422,018</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,054,960</b> | 長期借入金            | 3,013,252         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,100,525</b> | リース債務            | 1,145,645         |
| 建物及び構築物         | 2,195,226         | 繰延税金負債           | 1,025,459         |
| 機械装置及び運搬具       | 4,550,449         | 役員退職慰労引当金        | 153,256           |
| 工具器具及び備品        | 724,679           | 環境対策引当金          | 9,335             |
| 土地              | 1,327,998         | 退職給付に係る負債        | 74,888            |
| リース資産           | 1,063,465         | その他の負債           | 181               |
| 建設仮勘定           | 1,238,704         | <b>負債合計</b>      | <b>12,970,183</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>530,009</b>    | <b>純資産の部</b>     |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,424,426</b>  | 株主資本             | 16,103,615        |
| 投資有価証券          | 1,590,782         | 資本金              | 1,036,000         |
| 関係会社出資金         | 3,534,194         | 資本剰余金            | 574,405           |
| 退職給付に係る資産       | 1,053,113         | 利益剰余金            | 14,775,929        |
| その他の資産          | 249,537           | 自己株式             | △282,718          |
| 貸倒引当金           | △3,200            | その他の包括利益累計額      | 2,229,911         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 838,881           |
|                 |                   | 為替換算調整勘定         | 1,311,266         |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額     | 79,762            |
|                 |                   | 非支配株主持分          | 472,294           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>18,805,821</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>31,776,004</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>31,776,004</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 26,630,113 |
| 売上原価            |         | 23,567,398 |
| 売上総利益           |         | 3,062,715  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,366,925  |
| 営業利益            |         | 695,789    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 51,115  |            |
| 持分法による投資利益      | 518,635 |            |
| その他の            | 105,837 | 675,588    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 20,162  |            |
| シンジケートローン手数料    | 12,500  |            |
| その他の            | 3,350   | 36,013     |
| 経常利益            |         | 1,335,364  |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 5,132   | 5,132      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,330,231  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 168,047 |            |
| 法人税等調整額         | 230,854 | 398,901    |
| 当期純利益           |         | 931,329    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 2,164      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 933,494    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由                     | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                    | 1,036,000 | 574,405   | 13,987,922 | △282,718 | 15,315,609 |
| 当 期 変 動 額                    |           |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △145,487   |          | △145,487   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |           |           | 933,494    |          | 933,494    |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |           |           |            |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                | -         | -         | 788,006    | -        | 788,006    |
| 当 期 末 残 高                    | 1,036,000 | 574,405   | 14,775,929 | △282,718 | 16,103,615 |

| 残高及び変動事由                     | その他の包括利益累計額      |                    |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|------------------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|---------|------------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高                    | 734,451          | 1,099,857          | 63,524           | 1,897,833         | 478,046 | 17,691,488 |
| 当 期 変 動 額                    |                  |                    |                  |                   |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                  |                    |                  |                   |         | △145,487   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                  |                    |                  |                   |         | 933,494    |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) | 104,430          | 211,409            | 16,238           | 332,077           | △5,751  | 326,325    |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 104,430          | 211,409            | 16,238           | 332,077           | △5,751  | 1,114,332  |
| 当 期 末 残 高                    | 838,881          | 1,311,266          | 79,762           | 2,229,911         | 472,294 | 18,805,821 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 資 産 の       | 金 額               | 科 目 負 債 の        | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>11,132,630</b> | <b>流動負債</b>      | <b>6,968,660</b>  |
| 現金及び預金          | 3,164,096         | 支払手形             | 12,488            |
| 受取手形            | 406,099           | 電子記録債権           | 2,675,749         |
| 電子記録債権          | 1,782,439         | 買掛金              | 1,971,597         |
| 売掛金             | 3,824,311         | 1年内返済予定の長期借入金    | 336,047           |
| 有価証券            | 30,000            | リース債権            | 133,994           |
| 商品及び製品          | 627,547           | 未払金              | 495,107           |
| 仕掛品             | 416,007           | 未払費用             | 406,745           |
| 材料及び貯蔵品         | 345,206           | 未払法人税等           | 70,522            |
| 原払費用            | 8,393             | 引当金              | 85,888            |
| 繰延税金資産          | 4,810             | 賞与引当金            | 287,390           |
| その他の資産          | 523,716           | その他の負債           | 493,130           |
| <b>固定資産</b>     | <b>13,294,758</b> | <b>固定負債</b>      | <b>4,541,509</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,492,768</b>  | 長期借入金            | 2,944,470         |
| 建物              | 928,163           | リース債権            | 848,528           |
| 構築物             | 137,567           | 繰延税金負債           | 601,144           |
| 機械装置            | 2,563,967         | 役員退職慰労引当金        | 138,030           |
| 車両運搬具           | 2,799             | 環境対策引当金          | 9,335             |
| 工具器具備品          | 326,106           | <b>負債合計</b>      | <b>11,510,169</b> |
| 土地              | 841,218           | <b>純資産の部</b>     |                   |
| リース資産           | 693,762           | 株主資本             | 12,085,242        |
| 建設仮勘定           | 999,183           | 資本金              | 1,036,000         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>511,509</b>    | 資本剰余金            | 561,545           |
| ソフトウェア          | 296,690           | 資本準備金            | 435,439           |
| リース資産           | 208,233           | その他の資本剰余金        | 126,105           |
| その他の資産          | 6,585             | <b>利益剰余金</b>     | <b>10,770,415</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,290,480</b>  | 利益準備金            | 259,000           |
| 投資有価証券          | 1,484,707         | その他の利益剰余金        | 10,511,415        |
| 関係会社株           | 404,979           | 配当準備積立金          | 30,000            |
| 出資              | 30                | 退職給与積立金          | 30,000            |
| 関係会社出資          | 2,854,675         | 固定資産圧縮積立金        | 9,856             |
| 長期前払費用          | 537,500           | 別途積立金            | 6,760,000         |
| 長期前払費用          | 9,111             | 繰越利益剰余金          | 3,681,559         |
| その他の引当金         | 63,620            | <b>自己株</b>       | <b>△282,718</b>   |
| 貸倒引当金           | △3,200            | 評価・換算差額等         | 831,976           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 831,976           |
| <b>資産合計</b>     | <b>24,427,388</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>12,917,218</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>24,427,388</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から)  
(平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 22,996,430 |
| 売 上 原 価                 |         | 21,125,690 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,870,740  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,765,345  |
| 営 業 利 益                 |         | 105,394    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 406,629 |            |
| そ の 他                   | 126,858 | 533,487    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 15,100  |            |
| 為 替 差 損                 | 1,621   |            |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 12,500  |            |
| そ の 他                   | 1,567   | 30,789     |
| 経 常 利 益                 |         | 608,093    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 3,079   | 3,079      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 605,013    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 74,849  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 132,020 | 206,870    |
| 当 期 純 利 益               |         | 398,143    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由                 | 株 主 資 本   |         |                    |           |                     |
|--------------------------|-----------|---------|--------------------|-----------|---------------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金   |                    | 利益剰余金     |                     |
|                          |           | 資本準備金   | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金<br>配当準備積立金 |
| 当 期 首 残 高                | 1,036,000 | 435,439 | 126,105            | 259,000   | 30,000              |
| 当 期 変 動 額                |           |         |                    |           |                     |
| 固定資産圧縮積立金の取崩             |           |         |                    |           |                     |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |         |                    |           |                     |
| 当 期 純 利 益                |           |         |                    |           |                     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |         |                    |           |                     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -         | -       | -                  | -         | -                   |
| 当 期 末 残 高                | 1,036,000 | 435,439 | 126,105            | 259,000   | 30,000              |

| 残高及び変動事由                 | 株 主 資 本         |           |           |           |
|--------------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
|                          | 利 益 剰 余 金       |           |           |           |
|                          | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |           |           |
|                          | 退職給与積立金         | 固定資産圧縮積立金 | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金   |
| 当 期 首 残 高                | 30,000          | 11,940    | 6,760,000 | 3,426,819 |
| 当 期 変 動 額                |                 |           |           |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩             |                 | △2,083    |           | 2,083     |
| 剰 余 金 の 配 当              |                 |           |           | △145,487  |
| 当 期 純 利 益                |                 |           |           | 398,143   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |                 |           |           |           |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -               | △2,083    | -         | 254,739   |
| 当 期 末 残 高                | 30,000          | 9,856     | 6,760,000 | 3,681,559 |

| 残高及び変動事由                | 株主資本     |            | 評価・換算差額等         | 純資産合計      |
|-------------------------|----------|------------|------------------|------------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 当期首残高                   | △282,718 | 11,832,586 | 728,235          | 12,560,821 |
| 当期変動額                   |          |            |                  |            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |          | －          |                  | －          |
| 剰余金の配当                  |          | △145,487   |                  | △145,487   |
| 当期純利益                   |          | 398,143    |                  | 398,143    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |            | 103,741          | 103,741    |
| 当期変動額合計                 | －        | 252,655    | 103,741          | 356,397    |
| 当期末残高                   | △282,718 | 12,085,242 | 831,976          | 12,917,218 |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

中央可鍛工業株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 孫 延 生 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

中央可鍛工業株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 英 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 孫 延 生 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

### 中央可鍛工業株式会社 監査役会

常勤監査役 池田 道則 ㊞  
社外監査役 林 清博 ㊞  
社外監査役 小野田 誓 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に応じた配当を行うことを基本としつつ、安定的な配当の維持・継続を重視するとともに、その安定配当を可能とする経営基盤の強化のために必要な内部留保の充実等を勘案して行うことを方針といたしております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円                      総額101,841,488円  
これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき金12円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月25日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役11名選任の件

現取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名       | 地位及び担当                               |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 1     | 再任 武山 尚生 | 代表取締役社長                              |
| 2     | 再任 武山 直民 | 代表取締役副社長 社長補佐、内部監査室担当                |
| 3     | 再任 竹内 達也 | 専務取締役 生産部門統括                         |
| 4     | 再任 三浦 潔  | 常務取締役 事務部門統括、経営管理部長                  |
| 5     | 再任 岡田 政道 | 取締役                                  |
| 6     | 再任 紺野 敏之 | 取締役 技術管理部長、品質保証部長、技術開発室担当、T P S推進室担当 |
| 7     | 再任 山本 徹  | 取締役 熊本工場長、製造部担当                      |
| 8     | 再任 鬼頭 清光 | 取締役 安全環境管理室長、生産管理部長                  |
| 9     | 再任 加藤 洋平 | 取締役 営業部長                             |
| 10    | 再任 瀬尾 英重 | 社外取締役                                |
| 11    | 再任 中村 吉孝 | 社外取締役                                |

|                  |   |                         |             |                              |                 |    |
|------------------|---|-------------------------|-------------|------------------------------|-----------------|----|
| 候補者番号            | 1   | たけやま ひさお<br>武山 尚生       | 昭和31年1月22日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 264,084株<br>26年 | 再任 |
| ■略歴、当社における地位及び担当 | 昭和54年4月   | トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社 | 平成10年6月     | 当社専務取締役                      |                 |    |
|                  | 平成元年2月  | 当社入社                    | 平成12年6月     | 当社代表取締役社長（現任）                |                 |    |
|                  | 平成4年6月  | 当社取締役                   |             |                              |                 |    |
|                  | 平成7年6月  | 当社常務取締役                 |             |                              |                 |    |
| ■取締役候補者とした理由     | 平成12年6月に当社代表取締役に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し取締役としての職責を果たしております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。 |                         |             |                              |                 |    |

|                  |   |                   |              |                              |                 |    |
|------------------|---|-------------------|--------------|------------------------------|-----------------|----|
| 候補者番号            | 2   | たけやま なおみ<br>武山 直民 | 昭和33年10月21日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 192,700株<br>18年 | 再任 |
| ■略歴、当社における地位及び担当 | 昭和57年4月   | 豊田通商株式会社入社        | 平成26年6月      | 当社専務取締役、事務部門統括               |                 |    |
|                  | 昭和63年10月  | 当社入社              | 平成29年6月      | 当社代表取締役副社長                   |                 |    |
|                  | 平成11年4月   | 当社営業部 部長          | 平成30年1月      | 当社代表取締役副社長                   |                 |    |
|                  | 平成12年6月   | 当社取締役営業部長         |              | 社長補佐、内部監査室担当                 |                 |    |
|                  | 平成16年6月   | 当社常務取締役           |              | （現任）                         |                 |    |
| ■重要な兼職の状況        | 蘇州中央可鍛有限公司 董事長  |                   |              |                              |                 |    |
| ■取締役候補者とした理由     | 当社取締役就任後、営業、商品企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかんなく発揮し当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。 |                   |              |                              |                 |    |

|                  |  |                         |            |                              |               |    |
|------------------|--|-------------------------|------------|------------------------------|---------------|----|
| 候補者番号            | 3  | たけうち たつや<br>竹内 達也       | 昭和32年5月2日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 17,200株<br>4年 | 再任 |
| ■略歴、当社における地位及び担当 | 昭和55年4月  | トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社 | 平成26年1月    | 当社出向、顧問                      |               |    |
|                  | 平成19年1月  | 同社明知工場デフ製造部 部長          | 平成26年6月    | 当社専務取締役、生産部門統括               |               |    |
|                  | 平成22年1月  | 同社駆動・シャシー生技部 部長         |            | （現任）                         |               |    |
|                  | 平成25年1月  | 同社ユニット生技部ユニットSE統括室主査    |            |                              |               |    |
| ■取締役候補者とした理由     | 当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社の生産技術部に所属した実績をいかんなく発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。 |                         |            |                              |               |    |

|                      |  |  |          |                              |                              |               |    |
|----------------------|--|--|----------|------------------------------|------------------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号            | 4  | みうら<br>三浦                                | きよし<br>潔 | 昭和30年6月29日生                  | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 16,800株<br>9年 | 再任 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 昭和53年4月<br>平成20年1月<br>平成21年6月<br>平成29年1月   | 当社入社<br>当社営業部 部長<br>当社取締役<br>当社取締役経営管理部長 | 平成29年6月  | 当社常務取締役、事務部門統括<br>経営管理部長（現任） |                              |               |    |
| ■取締役候補者とした<br>理由     | 当社取締役就任後、営業、総務、経営企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者といいたしました。 |  |          |                              |                              |               |    |

|                      |   |   |                    |  |                              |          |    |
|----------------------|---|---|--------------------|--|------------------------------|----------|----|
| 候補者<br>番号            | 5   | おかだ<br>岡田   | まさみち<br>政道         | 昭和36年5月6日生   | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 0株<br>3年 | 再任 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 昭和59年4月<br>平成20年7月<br>平成24年1月<br>平成26年4月  | トヨタ自動車株式会社入社<br>同社上郷工場エンジン製造部<br>部長<br>同社鑄造生技部 部長<br>同社常務理事、三好工場兼明知<br>工場 工場長 | 平成27年6月<br>平成30年1月 | 当社取締役（現任）<br>トヨタ自動車株式会社 常務役員<br>ユニット系工場担当、三好工場<br>兼明知工場工場長（現任） |                              |          |    |
| ■重要な兼職の状況            | トヨタ自動車株式会社 常務役員<br>アイシン軽金属株式会社 取締役<br>アイシン高丘株式会社 取締役  |   |                    |  |                              |          |    |
| ■取締役候補者とした<br>理由     | 当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社の鑄造生技部に所属した実績をいかに発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても取締役として適切な人材と判断し引き続き取締役候補者といいたしました。 |   |                    |  |                              |          |    |

|                      |  |                            |            |   |                              |               |    |
|----------------------|--|----------------------------|------------|---|------------------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号            | 6  | こんの<br>紺野                  | としゆき<br>敏之 | 昭和32年12月19日生                                    | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 16,100株<br>5年 | 再任 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 昭和53年4月<br>平成19年12月<br>平成25年6月   | 当社入社<br>当社鑄造部 副部長<br>当社取締役 | 平成30年1月    | 当社取締役技術管理部長、品質<br>保証部長、技術開発室担当、<br>TPS推進室担当（現任） |                              |               |    |
| ■重要な兼職の状況            | 中央研削工業株式会社 代表取締役社長<br>蘇州中央可鍛有限公司 副董事長  |                            |            |   |                              |               |    |
| ■取締役候補者とした<br>理由     | 当社取締役就任後、鑄造、技術の各部門に所属した豊富な業務経験をいかに発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者といいたしました。 |                            |            |   |                              |               |    |

|                      |   |            |                                  |              |                              |               |    |
|----------------------|---|------------|----------------------------------|--------------|------------------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号            | 7   | やまもと<br>山本 | とおる<br>徹                         | 昭和34年12月22日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 12,700株<br>5年 | 再任 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 昭和55年4月 当社入社<br>平成20年1月 当社機械部 部長<br>平成25年6月 当社取締役   |            | 平成29年4月 当社取締役熊本工場長、製造部<br>担当（現任） |              |                              |               |    |
| ■取締役候補者とした<br>理由     | 当社取締役就任後、機械、技術の各部門に所属した豊富な業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者となりました。 |            |                                  |              |                              |               |    |

|                      |  |           |                                      |             |                              |              |    |
|----------------------|--|-----------|--------------------------------------|-------------|------------------------------|--------------|----|
| 候補者<br>番号            | 8  | きとう<br>鬼頭 | きよみつ<br>清光                           | 昭和33年1月14日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 6,900株<br>1年 | 再任 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 昭和55年4月 当社入社<br>平成27年1月 当社製造部 副部長<br>平成29年1月 当社生産管理部 理事  |           | 平成29年6月 当社取締役安全環境管理室長、<br>生産管理部長（現任） |             |                              |              |    |
| ■取締役候補者とした<br>理由     | 当社取締役就任後、鋳造、技術開発、海外事業、生産管理の各部門に所属した豊富な業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めており、業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者となりました。 |           |                                      |             |                              |              |    |

|                      |  |           |            |             |                              |              |    |
|----------------------|--|-----------|------------|-------------|------------------------------|--------------|----|
| 候補者<br>番号            | 9  | かとう<br>加藤 | ようへい<br>洋平 | 昭和40年7月12日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時） | 3,300株<br>1年 | 再任 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 平成元年4月 当社入社<br>平成27年1月 当社営業部 部長<br>平成29年6月 当社取締役営業部長（現任）   |           |            |             |                              |              |    |
| ■取締役候補者とした<br>理由     | 当社取締役就任後、情報システム、人事、原価管理、営業の各部門に所属した豊富な業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めており、業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者となりました。 |           |            |             |                              |              |    |

|                      |  |   |              |  |          |                |
|----------------------|--|---|--------------|--|----------|----------------|
| 候補者<br>番号            | 10   | せ お ひでしげ<br>瀬尾 英重                               | 昭和26年10月10日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時）             | 0株<br>4年 | 再任<br>社外<br>独立 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 昭和49年3月<br>平成17年6月<br>平成21年6月<br>平成24年6月                               | マスプロ電工株式会社入社<br>同社代表取締役社長<br>同社代表取締役会長<br>同社相談役 | 平成24年6月      | JBCホールディングス株式<br>会社 社外取締役<br>当社社外取締役（現任） |          |                |
| ■社外取締役候補者<br>とした理由   | 経営に対し、客観的立場から必要に応じ、ご指摘、ご意見をいただける人格、見識、能力を有していることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。 |   |              |  |          |                |

|                      |  |   |             |                                    |          |                |
|----------------------|--|---|-------------|------------------------------------|----------|----------------|
| 候補者<br>番号            | 11   | なかむら よしたか<br>中村 吉孝  | 昭和45年8月31日生 | ■所有する当社の株式数<br>■在任年数（本総会終結時）       | 0株<br>1年 | 再任<br>社外<br>独立 |
| ■略歴、当社における<br>地位及び担当 | 平成6年4月<br>平成18年5月<br>平成19年6月<br>平成20年4月<br>平成22年6月                     | 野村證券株式会社入社<br>丸八証券株式会社入社<br>同社取締役<br>同社代表取締役社長<br>同社代表取締役会長 | 平成24年6月     | 同社代表取締役副社長<br>同社取締役<br>当社社外取締役（現任） |          |                |
| ■重要な兼職の状況            | 日産証券株式会社 社外取締役   |   |             |                                    |          |                |
| ■社外取締役候補者<br>とした理由   | 経営に対し、客観的立場から必要に応じ、ご指摘、ご意見をいただける人格、見識、能力を有していることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。 |   |             |                                    |          |                |

- (注) 1. 取締役候補者 武山直民、紺野敏之氏は、蘇州中央可鍛有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社に、ダクタイル鑄鉄品等の製造を委託しております。
2. 取締役候補者 紺野敏之氏は、中央研削工業株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に、ダクタイル鑄鉄品等の加工委託をしております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 瀬尾英重、中村吉孝の両氏は社外取締役候補者であります。なお、瀬尾英重、中村吉孝の両氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
5. 取締役との責任限定契約について  
当社は、岡田政道、瀬尾英重、中村吉孝の3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。なお、岡田政道、瀬尾英重、中村吉孝の3氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

**取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成29年6月23日開催の当社第88回定時株主総会において、年額250,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は役員退職慰労金制度を廃止する一方で、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）は8名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 記

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

## 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当該取締役が、当社の取締役を退任した直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、譲渡制限期間が満了する時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該時点において当該取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しない。また、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

当社は平成30年5月11日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議しました。

これに伴い、現在、在任中の取締役11名及び監査役3名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役及び監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                | 略歴  |
|-------------------|---|
| たけやま ひさお<br>武山 尚生 | 平成4年6月 当社取締役<br>平成7年6月 当社常務取締役<br>平成10年6月 当社専務取締役<br>平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）    |
| たけやま なおみ<br>武山 直民 | 平成12年6月 当社取締役<br>平成16年6月 当社常務取締役<br>平成26年6月 当社専務取締役<br>平成29年6月 当社代表取締役副社長（現任） |
| たけうち たつや<br>竹内 達也 | 平成26年6月 当社専務取締役（現任）   |
| みうら きよし<br>三浦 潔   | 平成21年6月 当社取締役<br>平成29年6月 当社常務取締役（現任）  |
| おかだ まさみち<br>岡田 政道 | 平成27年6月 当社取締役（現任）   |
| こんの としゆき<br>紺野 敏之 | 平成25年6月 当社取締役（現任）   |
| やまもと とおる<br>山本 徹  | 平成25年6月 当社取締役（現任）   |

| 氏名                 | 略歴                  |
|--------------------|---------------------|
| きとう きよみつ<br>鬼頭 清光  | 平成29年6月 当社取締役（現任）   |
| かとう ようへい<br>加藤 洋平  | 平成29年6月 当社取締役（現任）   |
| せお ひでしげ<br>瀬尾 英重   | 平成26年6月 当社社外取締役（現任） |
| なかむら よしたか<br>中村 吉孝 | 平成29年6月 当社社外取締役（現任） |
| いけだ みちのり<br>池田 道則  | 平成21年6月 当社常勤監査役（現任） |
| はやし きよひろ<br>林 清博   | 平成23年6月 当社社外監査役（現任） |
| おのだ ちかい<br>小野田 誓   | 平成27年6月 当社社外監査役（現任） |

当社は、平成27年6月24日開催の第86回定時株主総会にて株主様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）を継続することにつき、平成30年5月11日開催の取締役会において決議を行いました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、現プランを一部修正したうえで、株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、継続することを決定したものであります。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいた場合には、本プランの有効期限は、平成33年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時となります。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

本プランにおいて現プランから見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ① 非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記
- ② その他文言の修正

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社が築き上げてきた鋳造技術に係わる技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間の良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありません。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、「叡智を集め すばやい行動 心をひとつに 築こう未来」を会社スローガンに、経営計

画を推進しております。そこではお客様のニーズにお応えし、信頼を得ることを重点とした、グローバル供給体制の充実強化と品質造り込み、継続的な原価低減活動の推進による企業価値の向上に努めております。

グローバル供給体制につきましては、中国における生産拠点の増強を行い、日本、米国及び欧州等の中国進出企業に対し販売の拡充を図っております。

品質の造り込みにつきましては、モノづくり企業として、競争力のあるモノ作りの徹底追求と品質の向上を支える技術・技能の向上を行っております。当社におきましては、グループ連結経営体制の構築による効率化と財務体質の強化を行い、グループ企業価値の向上を図っております。

## (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、「経営の透明性、健全性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

また、株主の皆様をはじめお客様、地域社会、従業員等当社を取り巻く様々なステークホルダーの立場を尊重し、社会の一員として義務を果たしていくことが必要であり、これが企業の成長の原動力となり、株主の皆様にも長期的な利益をもたらすものと考えております。

具体的な取り組みは以下の通りです。

- ① 「企業行動憲章」及び「企業行動指針」の徹底を図ると共に、コンプライアンスを重視した経営に努めております。
- ② 社外監査役2名を含む監査役会による取締役の職務執行のモニタリングに加え、取締役会、常務会の適切な運営に努め、業務執行の迅速化と責任明確化を図っております。

なお、当社は、社外取締役を平成26年6月26日開催の第85回定時株主総会において1名選任し、更に平成29年6月23日開催の第88回定時株主総会において1名選任し、2名体制といたしました。当社は、今後も、より一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図り、お客様や株主の皆様はもとより、社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。

## 3. 本プラン導入の目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重すると共に、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン発効時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任いたします。

また、平成30年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

#### 4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

##### (1) 本プランに係る手続き

###### ① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ii）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

## ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を、日本語により提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要並びにその他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社

の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（i）独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

（ii）独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

（i）に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（i）買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 5. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも

準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されております。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記4. (3) に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、旧プラン同様、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1) に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）

ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 6. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの発効時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの発効時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその発効時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付け行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1) ⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

## 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、満場一致をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

**独立委員会委員の略歴**

林 清博 (はやし きよひろ)

- 昭和49年10月 監査法人丸の内会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 昭和55年3月 公認会計士開業登録
- 平成19年10月 公認会計士 林清博会計事務所設立 所長 (現任)
- 平成23年6月 当社社外監査役就任 (現任)

小川 宏嗣 (おがわ ひろつぐ)

- 昭和48年4月 名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士会) 入会
- 昭和49年10月 弁理士登録
- 昭和51年9月 小川総合法律特許事務所設立 所長 (現任)
- 平成16年4月 名古屋弁護士会会長  
日本弁護士連合会副会長
- 平成19年4月 名古屋大学大学院教授
- 平成19年10月 日本ガイシ株式会社社外監査役

井上 尚司 (いのうえ しょうじ)

- 平成3年4月 名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士会) 入会  
片山欽司法律事務所入所
- 平成21年7月 井上尚司法律事務所開所
- 平成25年10月 佐尾・井上法律事務所開所 (現任)
- 平成27年6月 名鉄運輸株式会社社外取締役 (現任)
- 平成28年6月 株式会社マキタ社外監査役 (現任)  
フタムラ化学株式会社社外監査役 (現任)

※上記3氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

### 当社の大株主の株式保有状況

平成30年3月31日現在の大株主（上位10名）は以下のとおりです。

| 順位 | 株 主 数                      | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|----|----------------------------|-----------|----------|
| 1  | トヨタ自動車株式会社                 | 792,000   | 5.44     |
| 2  | 株式会社 三菱東京UFJ銀行             | 660,600   | 4.54     |
| 3  | 第一生命保険株式会社                 | 660,000   | 4.53     |
| 4  | 株式会社 三井住友銀行                | 600,000   | 4.12     |
| 5  | CMC協力会持株会                  | 568,238   | 3.90     |
| 6  | 中央可鍛持株会                    | 470,962   | 3.23     |
| 7  | 新東工業株式会社                   | 460,000   | 3.16     |
| 8  | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社         | 455,000   | 3.12     |
| 9  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） | 440,000   | 3.02     |
| 10 | 株式会社 名古屋銀行                 | 434,000   | 2.98     |
|    | 計                          | 5,540,800 | 38.08    |

- (注) 1. 平成30年3月31日現在の発行済株式の総数14,548,784株（自己株式851,216株を除く）に対する持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非適格者が保有する新株予約権の対価として金銭等を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

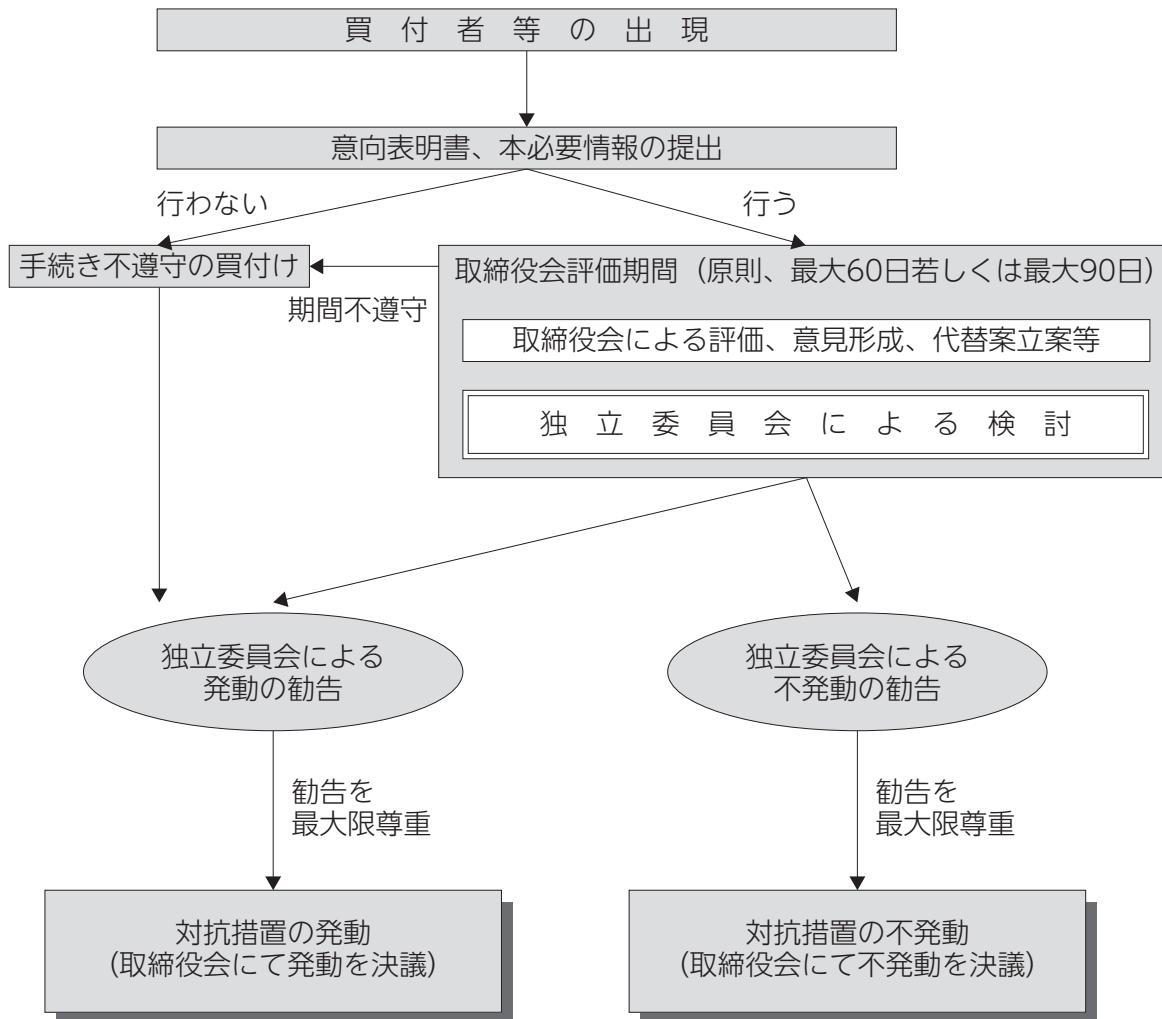
以上

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

### 本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

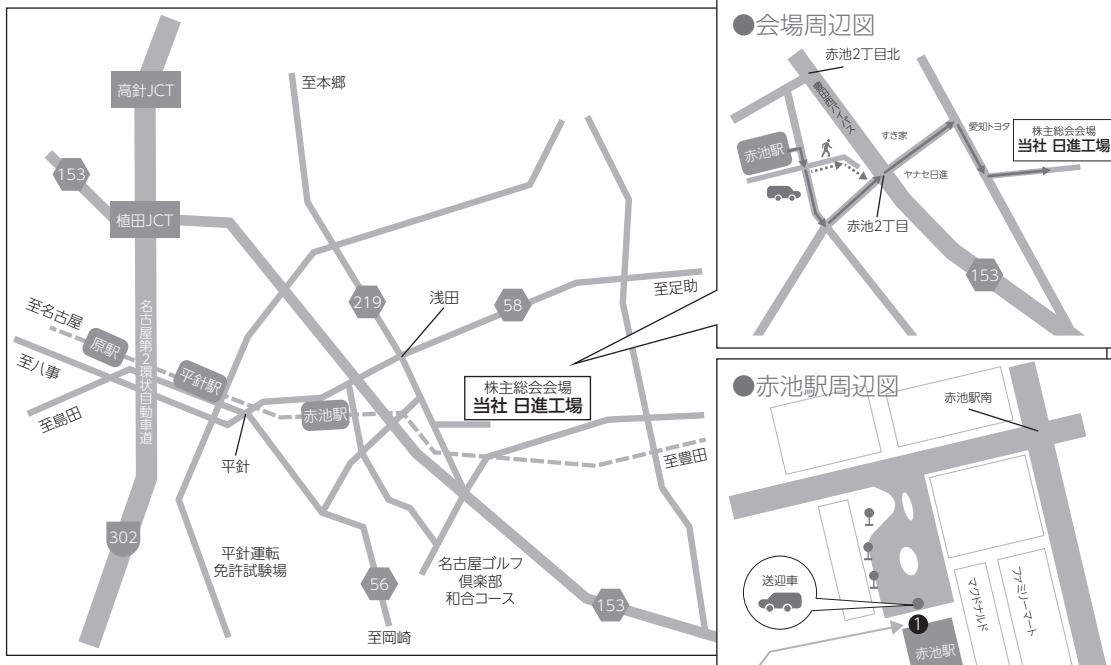
# 株主総会会場への交通アクセス・送迎車のご案内

●場所 愛知県日進市浅田平子一丁目300番地

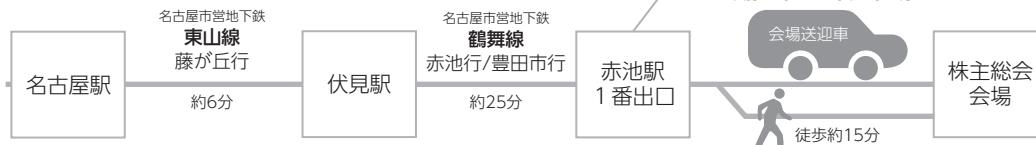
**中央可鍛工業株式会社 日進工場 会議室** 電話 052-805-8600 (代表)

当日地下鉄赤池駅より会場送迎車 (午前9時~10時 随時運行) を当社で用意いたしますので、ご利用ください。

●交通アクセスのご案内



●交通機関のご案内



 CHUO MALLEABLE IRON CO., LTD.  
**中央可鍛工業株式会社**

 見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

 VEGETABLE  
OIL INK

環境に配慮した  
「植物油インキ」を  
使用しています。